岩手県選挙管理委員会告示第99号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 7 月 17 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程(昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1 · 2 [略]	1・2 [略]
	3 平成19年7月29日執行の衆議院岩手県第1区選出議員補
	選挙における投票記載所の氏名等の掲示に係る様式は、第13
	条第1項の規定にかかわらず、附則様式によるものとする。
	附則様式
	<u>補</u> <u>候</u> <u>衆</u> 考 と
	<u>者 ふ</u> <u>補 議 <u>届 <u>者</u> <u>院</u> </u></u>
	出り 氏 岩
	<u> </u>
	(要議院 岩手県第二区 要議院 岩手県第二区 要議院 岩手県第二区 の名称 な
	<u></u>
	<u>候</u> <u>村</u> <u>出</u> <u>議</u> <u>者</u> <u>多</u> <u>ス</u> <u>選</u> <u> </u>
	<u>************************************</u>
	<u> <u> り</u> <u>挙</u> <u>補</u> <u>欠</u> </u>
	<u>氏</u> <u>ガ</u> <u>理</u> <u>選</u>
	<u> </u>
	L
	以上に記載することができる。
 備考 改正部分は、下線の部分である。	<u> </u>

附 則

この告示は、平成19年7月17日から施行する。